

第4節 国民保護計画

1 国民保護計画の策定の流れ

国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。

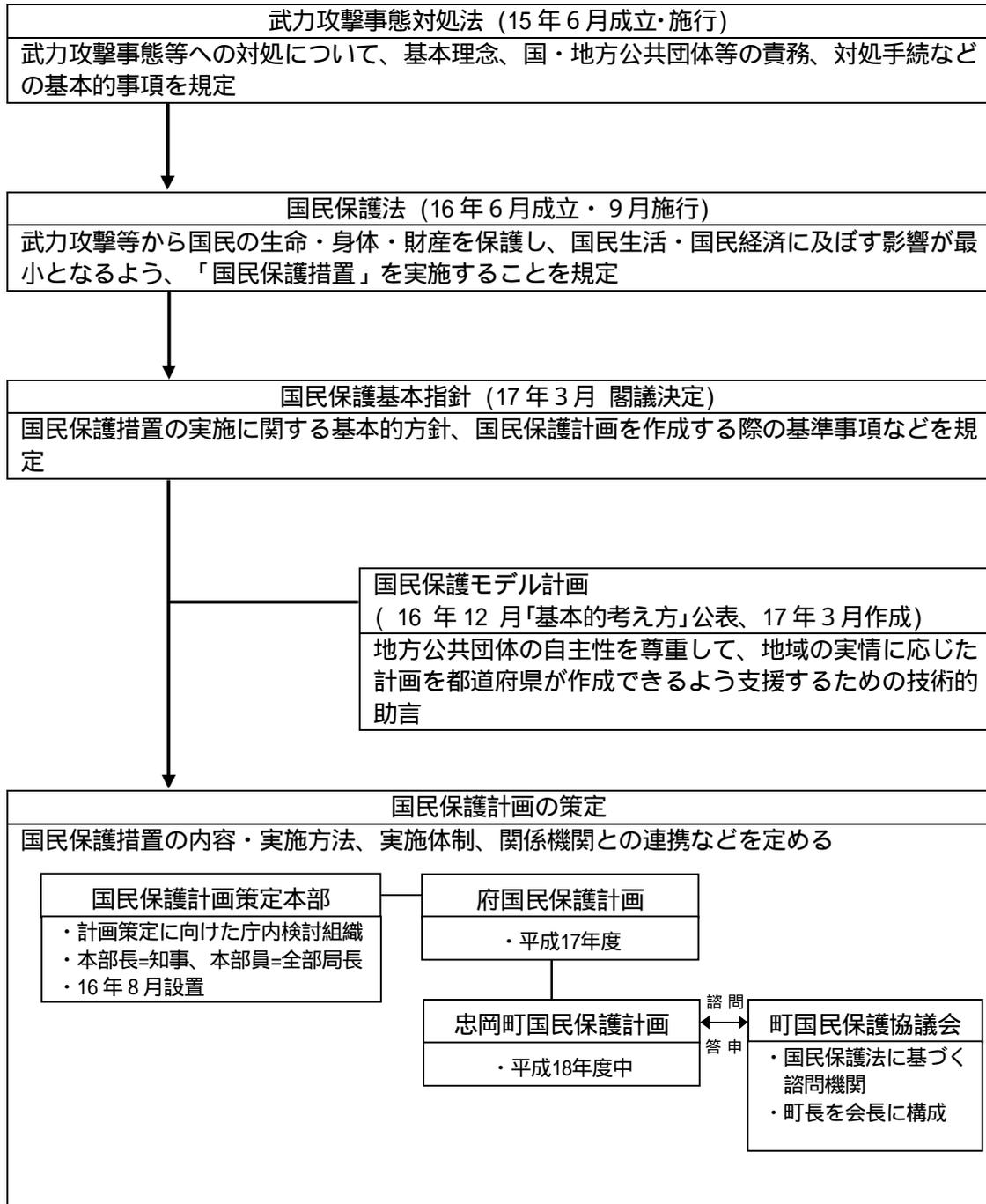
国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針（以下、「国民保護基本指針」という。）」を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。

知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。

また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。

町長は、これらを踏まえ、「忠岡町国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「忠岡町国民保護計画」を策定する。

《図：国民保護計画の策定の流れ》



2 町国民保護計画

(1) 計画の位置づけ

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。町長は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条及び第 182 条の規定に基づき、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、町国民保護計画を策定する。

また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、町地域防災計画等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

(2) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項及び同法第 182 条第 2 項に規定する事項について定める（具体的には次のとおり）。

町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置等に関し町長が必要と認める事項

(3) 計画の作成・見直しと変更手続

ア 町国民保護計画の作成

町国民保護計画の作成にあたって、国民保護法第 35 条及び第 39 条第 3 項の規定に基づき、次の手続等をとる。

町国民保護協議会に諮問する。

指定行政機関の国民保護計画、府国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性を確保する。なお、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

知事に協議する。

町議会に報告する。

住民に公表する。

イ 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、府計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。町国民保護計画の見直しにあたっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

ウ 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するなど計画作成時と同様の手続をとる。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問、知事への協議は行わない。

エ 実施マニュアルの作成等

実施マニュアルを作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

(4) 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

町長は、計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。